

## ■ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン (令和4年3月22日版) ※今後、国や県、本市の対応等を踏まえ、適宜見直し予定

### 1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言の発令等（令和2年4月7日発令）に伴い休館や利用休止となっていた公園の施設利用再開にあたり、国の専門家会議が示している「新しい生活様式」や業種、施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえて、横浜市の公園施設において、感染防止対策など当面の間、原則、利用者が遵守すべき事項や指定管理者等が実施すべき項目などをまとめたものです。

なお、今後の国等が示す感染防止対策や各種ガイドラインの内容変更や、個別の公園施設の利用状況などに応じて、随時改定していきます。

### 2 公園利用にあたっての感染拡大防止の基本的な考え方

横浜市の公園では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令時（令和2年4月7日発令）においては、屋内施設の休館や野球場等の屋外施設の利用を休止とした一方で、屋外での散歩などは、生活の維持のために必要なものとして、また、災害時の避難場所としての機能もあることから、公園自体は閉鎖せず4以下の事項を利用上の注意点として、ポスター、看板の掲示、園内放送などで周知等を行ってきており、これらは、今後も継続して実施するものとします。

- (1) 体調が悪い人の利用自粛
- (2) すいた時間や場所を選んで利用すること
- (3) 密集・密接しないよう他の利用者と一定以上の距離をとること（できるだけ2m以上（最低1m））
- (4) 正しいマスクの着用（マスク飲食含む。）、咳エチケット、手洗いの実施  
※2m以上の距離が確保できる場合ははずすことも可。なお、マスク着用時は、激しい運動は避けること、のどが渴いていなくてもこまめに水分補給をすること、気温や湿度が高い時は熱中症に特に注意することを利用者に周知  
※手洗いの実施については、「こまめに手洗いすること」や「帰宅後は、まず手や顔を洗うようにする」を利用者に周知することも可
- (5) 特に利用の多い複合遊具やその他公園施設（ベンチ、広場、東屋など）での注意喚起等

#### 【注意喚起の内容】

- ・混んでいたら利用しないこと
- ・いつもより短めに使うこと
- ・独占しないように使うこと
- ・大声を出さないこと
- ・大勢で集まる、少数でも身を寄せ合うような「密集」・「密接」など、感染リスクが高くなる状況を作らないこと
- (6) ジョギングについては原則マスク着用のうえ、少人数で行う  
※ジョギング時のマスク着用については、熱中症のリスクを回避するため、速度を

落とすなどの運動強度の調整や、息苦しさを感じた時はマスクを外す、休憩をするなどの留意点をあわせて周知してください。

【参考】スポーツ庁「安全に運動・スポーツをするポイントは?」(令和2年5月22日改正)

URL :

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/jsa\\_00010.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html)

(7) 花見期間における対応については、別紙通知のとおり

### 3 公園施設の利用再開について

公園施設の利用再開にあたっては、それぞれの施設の特性に応じた実効性のある感染防止対策を検討し、実施することが必要となりますので、各施設管理者が各施設の実状に応じた工夫をしながら感染防止対策や利用者等への周知等、本ガイドラインに留まらず、感染予防に資する対策に独自の工夫で積極的に取り組んでください。

なお、各施設の実情に応じた適切な対策を実施するにあたり本ガイドラインに定めてい る内容を実施することが困難な場合は、各施設の実情に応じ工夫した内容を実施していく こともあります。その際の具体的な対策は、国等が示す感染防止対策や各種ガイドラインを踏まえたものとしてください。

指定管理者は、実施前に、適切な感染防止対策であることを各事務所に説明し、了承を得るようしてください。

また、実施内容については施設ごとにマニュアル等を定め、全ての業務従事者等にもれなく共有してください。

(1) 緊急事態宣言（令和2年4月7日発令）の解除後、利用等を再開した施設

#### 【令和2年6月1日利用再開】

##### ア 屋外施設

- ・野球場、テニスコート、運動広場、陸上競技場（※観覧席、更衣室等は原則当面利用不可）
- ・弓道場
- ・馬術練習場
- ・ドッグラン
- ・ニュースポーツ広場
- ・フォレストアドベンチャー
- ・休憩スペース等

##### イ 屋内施設

- ・古民家、山手西洋館、俣野別邸等
- ・展示施設、集会室、会議室等
- ・ロビー、休憩スペース等

##### ウ その他

- ・公共駐車場（山下公園、港の見える丘公園）
- ・売店等

#### 【令和2年6月4日利用再開】

- ・体育館

【令和2年7月1日利用再開】

- ・BBQ場、キャンプ場

【令和2年7月8日利用再開】

- ・屋内プール（清水ヶ丘公園プール）

(R2.10/1～R3.3/31まで施設改築工事のため休業)

【令和2年7月10日利用再開】

- ・屋外施設の観覧席、更衣室

【令和2年10月1日利用再開】

- ・屋内プール（日産ウォーターパーク）

【令和3年7月2日利用再開】

- ・屋外公園プール

#### 4 各施設の感染防止対策について

##### （1）屋外施設

施設の利用上の注意点や利用者が遵守すべき事項をHPや施設内の適切な場所へわかりやすく掲出して周知するとともに、施設利用者に対しては予約時及び受付時に丁寧に説明し、対策が確実に実施されるようご理解とご協力をお願いしてください。また、本ガイドライン等に基づく対策が実施されているか、施設内を定期的に巡回・確認してください。さらに、複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）の定期的な消毒をはじめ感染防止対策を確実に実施するとともに、職員等の感染防止対策を適切に行ってください。

##### ア 施設管理者が利用者に遵守をお願いする事項

下記事項について利用者に確実に実施していただくよう、施設の予約時及び受付時に丁寧に説明するとともに、利用中も必要に応じて注意喚起してください。

（ア）以下の体調不良などの場合に利用を見合わせていただくこと

- ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

※利用前に自宅等で検温をお願いします。

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

（イ）利用者による利用者申告書（団体利用版含む）等の提出、加えて、団体利用の際は、参加者名簿等（健康状態のチェックを含む）の作成と1か月程度の保管のお願い

##### ＜団体利用の場合＞

- ・施設の入口等で以下の事項を記載した利用者申告書（団体利用版）等を記入して提出をお願いしてください。

※原則、利用者ご自身の記入をお願いしてください。

※LINEコロナお知らせシステム（神奈川県）の登録をしている施設について、

- 以下の項目を満たす場合は、利用者申告書の提出を省略可とする
- ①利用者（代表者）のLINEコロナお知らせシステムの活用の確認
  - ②入場時の検温を実施し、平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上、または平熱比1度以上）でないことを確認（参加者全員が対象）
  - ③「利用者申告書記載項目」における「利用者の健康状態」の各チェック項目に該当がないことを口頭で確認（参加者全員が対象、代表者によるとりまとめの回答可）
  - ④LINEコロナお知らせシステムから感染情報についてメッセージがあった際は、他の参加者へ連絡してもらうことを確認
- ・利用者の健康状態等をご自身で確認していただくとともに、万が一、利用者に感染者が発生したことが判明した場合にお知らせ等を行うため、利用日時や連絡先等を記載する参加者名簿等の作成をお願いしてください。
  - ・収集した個人情報の取扱いについては、以下のとおり対応することをお願いしてください。
    - ①利用日から1か月程度、適正に管理してください。また、保管期間経過後は適切に破棄してください。
    - ②新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外で、同意を得ずに利用及び第三者への提供を行わないでください。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
      - ・行政機関（保健所）等から、法令に基づき情報の開示を求められた場合
      - ・人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと横浜市が判断した場合

#### 【参加者名簿記載項目】※様式等はHPに掲載してください。

- ①参加者全員の氏名、連絡先（確実に連絡可能なメールアドレス又は電話番号）
- ②参加者全員の健康状態チェック
  - 当日及び利用前2週間における以下の事項の有無
  - ・平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上、または平熱比1度超過）
  - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - ・嗅覚や味覚の異常
  - ・体が重く感じる、疲れやすい等
  - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- （削除）

<個人の利用の場合（屋外公園プールの個人利用や家族利用）>

- ・施設の入口等で以下の事項を記載した利用者申告書を記入して提出をお願いしてください。
- ※原則、利用者ご自身の記入をお願いしてください。

※LINE コロナお知らせシステム（神奈川県）の登録をしている施設について、以下の項目を満たす場合は、利用者申告書の提出を省略可とする

- ①LINE コロナお知らせシステムの活用の確認
- ②入場時の検温を実施し、平熱を超える発熱（おおむね 37.5 度以上、または 平熱比 1 度以上）でないことを確認
- ③「利用者申告書記載項目」における「利用者の健康状態」の各チェック項目に該当がないことを口頭で確認

#### 【利用者申告書記載項目】

- ①利用日時、氏名、連絡先（確実に連絡可能なメールアドレス又は電話番号）  
※小学生のみの利用の場合は、連絡先として学校名、学年、クラスの記入も可
- ②利用者の健康状態チェック  
当日及び利用前 2 週間における以下の事項の有無
  - ・平熱を超える発熱（おおむね 37.5 度以上、または平熱比 1 度超過）
  - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - ・嗅覚や味覚の異常
  - ・体が重く感じる、疲れやすい等
  - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- (ウ) マスクの持参、原則着用（マスク飲食含む。）、咳エチケットの実施  
※運動中については、利用者同士の距離が充分に確保されている場合や運動中に息苦しさを感じた場合などは、利用者の自主的判断でマスクを外すことは可とします。
- (エ) こまめな手洗いの実施
- (オ) 受付等、屋内施設の利用時のアルコール等による手指消毒の実施
- (カ) 他の利用者や施設管理者等との距離の確保（通常時できるだけ 2 m 以上（最低 1 m））
- (キ) 会話、応援等、利用中に大きな声を出さないこと
- (ク) 感染防止対策として定められた利用人数の遵守（利用人数制限がある場合）
- (ケ) スポーツ種目ごとに定められた感染拡大防止に関するガイドライン等の確認と遵守
- (コ) 「感染症拡大防止特設サイト」（内閣官房）に示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」に留意し、業種別ガイドラインを遵守すること
- (サ) 三つの密の回避や入場整理、業種別ガイドラインを遵守など、基本的感染防止対策を実施
  - ・大人数や長時間の飲食や、飲食を伴う集まりは控え、会話のときはマスクをすることを呼びかける

- ・利用者に対し、会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。
- ・多くの利用者が訪れる観光公園や大規模な公園などは、看板を掲出するなどして周知
- ・駅前や繁華街に近い公園などでは、集団による飲酒が感染リスクを高めるところから、必要に応じて看板を掲出するなど周知
- ・基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）の実施

(参考) 「3つの密の回避」等に関するポスター

3つの密の回避 :

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

感染リスクが高まる『5つの場面』:

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

- (シ) その他、一般的な利用上の注意事項及び感染防止のために施設管理者が決めた利用制限等の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- (ス) 利用後、2週間程度で新型コロナウィルス感染症を発症した場合、施設管理者に対して発症したことや濃厚接触者の有無等について速やかに報告すること

#### イ 施設管理者が実施する事項

##### (ア) 事前準備及び日常的に実施する事項

施設管理者においては、利用者、職員等の感染を防止するため、次の事項について確実に準備し、実施してください。

###### ①施設全般

- ・清掃、消毒、換気の徹底的な実施

###### 【消毒箇所の例】

高頻度接触部位（テーブル、椅子、ドアノブ、電気スイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、ロッカーの取手など）

- ・他者と共有する物品や椅子など、手が触れるものを減らす工夫の実施（物品等の撤去やドアの開放等）

- ・施設の出入口に、必要に応じ、手指消毒薬の設置

- ・飛沫感染を予防するため、受付等職員と来館者との間を遮断する透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置（フェイスシールドの着用含む）

- ・飲食については、マスク飲食を行い、3密（適切な換気の実施）・対面・会話を避け、「感染リスクが高まる『5つの場面』」に十分留意し、施設管理者が指定した場所（例：喫茶等）のみ可とする（熱中症予防等の場合は除く）

- ・身体的距離（2m等）に関する壁面や床面等への掲示

(削除)

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミ（使用済みマスク等）はビニール袋に入れて密閉し縛ること、またその旨の掲示等

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスク手袋着用を徹底

- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行うことを徹底

- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しないこと

- ・LINE コロナお知らせシステム、感染防止対策取組書（神奈川県）の活用、掲示（国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用も可）
- ・「感染症拡大防止特設サイト（内閣官房）に示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに基づく対策の徹底
- ・「寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント」（感染症拡大防止特設サイト、内閣官房）を確認し、必要に応じ、業種別ガイドラインに基づく対策を図ること
- ・感染防止対策に関する利用者への注意喚起
  - a 多くの利用者が訪れる観光公園や大規模な公園などは、ホームページ及び公園の掲示板等に掲出するなどして周知
  - b 駅前や繁華街に近い公園などでは、集団による飲酒が感染リスクを高めることから、必要に応じて看板を掲出するなど周知
  - c 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）について、改めて周知徹底

#### 【実施例】

- ・以下に示すポスター等の掲示
  - 3つの密の回避：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>
  - 感染リスクが高まる『5つの場面』：  
[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

#### ②休憩スペース等

- ・椅子やテーブルなどは間隔を置いたスペースをつくる等の工夫
- ・常時換気の実施
- ・テーブル、椅子等の消毒を定期的に実施
- ・職員等が使用する際の入退室の前後の手洗いや手指消毒の実施

#### ③トイレ

- ・適切な換気の徹底
- ・蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう旨の掲示
- ・不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブ、床など）の定期的な清拭消毒の徹底
- ・トイレの混雑が予想される場合の整列（最低1m（できるだけ2m）の間隔）
- ・清掃時のマスク、手袋の着用と換気の実施

#### ④手洗い場

- ・手洗い場への石鹼（可能であればポンプ型が望ましい）の用意
- ・「手洗い30秒以上行うこと」などの掲示
- ・共通のタオル等の使用停止
- ・個人用タオルやハンカチを持参してもらうように利用者へ周知
- ・ハンドドライヤーを使用する場合は、適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する
- ・ペーパータオルの設置の推奨

## ⑤スポーツ用具の管理

- ・利用者にスポーツ用具を持参してもらうように周知
- ・やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を使用後、又は定期的に清拭消毒（清拭消毒が困難な場合は、手洗いの徹底を周知）
- ・スポーツ用具の貸出を行う場合は、
  - a 貸出を行った利用者を特定できるようにすること
  - b 貸出前後に又定期的に清拭消毒を行うこと
  - c 備品を利用する際には前後に手洗い又は手指消毒を行ってもらうように利用者へ周知

## ⑥バーベキュー場、キャンプ場【共通事項】

- ・至近距離や大声で会話するなど、飛沫がかかりやすい状況は避けてもらうように周知
- ・レンタル用品は定期的に清拭消毒
- ・従業員のマスクや手袋の着用、受付での感染防止対策（消毒液やビニールシート設置等）の実施
- ・利用者への注意喚起（受付時に配布等）等の一般的な対策は必須事項として実施
- ・受付に利用者用の手指消毒液を設置
- ・受付に並ぶ際はできるだけ 2 m (最低 1 m) の間隔をあけるよう表示をし、原則、各グループの代表者 1 名が受付するように周知等を実施
- ・現金やレシート等の受け渡しにはカルトン（トレー）を使用するなど、利用者と直接接触しないようにすること
- ・（後述（「(イ) 施設予約時の対応」、「(ウ) 利用受付時の対応」）のとおり「利用者団体に対して、参加者名簿の作成と参加者全員の健康状態等に問題がないことの確認」や「確認したことを日時等とともに記録し、保管すること」など本ガイドラインに記載された内容を確実に実施）

## ⑦バーベキュー場【施設別事項】

- ・1 サイトあたりの人数は原則定員の半分を上限とし、サイトの規模に応じて施設ごとに判断すること。その場合、4 m<sup>2</sup>あたりに1 人となることを確認  
※サイト間の距離が十分に確保されている場合は、すべてのサイトの利用を可能とします。
- ※「大声なし」であることを前提に、神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の中で、利用にあたり該当する項目の基本的な感染防止策を実施し、「マスク飲食実施店認証条件（詳細）」の基本的な感染症対策を行う場合には、定員までの利用を可とする
- ・座る位置は、できるだけ正面や真横（概ね 1 m の間隔を確保）は避け、斜め向かいになるよう、配置を工夫（利用者への周知も合わせて実施）
- ・他の利用者と一定程度の距離を確保するとともに、バーベキューサイト内でも利用者間の距離（できるだけ 2 m (最低 1 m)）をできる限り確保すること（利用者への周知も合わせて実施）
- ・取り分け皿や箸は一人ずつ用意することや、焼き場や焼き網、大皿からの取

り分けには、専用の取り箸やトング等を使い、直箸を避けるなど、食材、食器を清潔に利用してもらうように周知

- ・原則マスク（マスク飲食含む。）の着用を周知
- ・会話は控えめにしてもらうよう周知
- ・飲酒等の影響により注意力が低下し、感染リスクが高まる恐れがあること等について、受付・HPでの掲示・掲載やチラシの配付等により周知
- ※「感染リスクが高まる『5つの場面』」や「会食時の新マナー「マスク会食」」のチラシの活用も可
- ・花見期間における対応については、別紙通知のとおり
- ・利用者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けてもらうよう周知

#### ⑧キャンプ場【施設別事項】

- ・利用区画の定員制限について、大区画及び、小区画ともに1サイト当たりの収容人数は原則定員の半分を上限とし、区画の規模に応じて施設ごとに判断すること。その場合、 $4\text{ m}^2$ あたりに1人となることを確認
- ※「大声なし」を前提に、神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の中で、利用にあたり該当する項目の基本的な感染防止策を実施する場合には、定員までの利用を可とする
- ・キャンプファイヤーを行う際は、密集、密接に注意し、感染症対策を徹底する

#### ⑨炊事棟【施設別事項】

- ・炊事棟には石鹼やポンプ式のハンドソープを設置
- ・1m以上の距離の確保と対面利用を避けるため、蛇口を間引きすることを基本とし、各施設の状況に応じて対応すること。
- ・表・裏のある炊事場については、真正面を避け、互い違いに間引きを実施
- ・密集を避けるため、炊事場の利用は原則1グループ1人とすること（利用者への周知も合わせて実施）
- ・炊事棟を利用する際はマスクを着用し、大きな声での会話を控えてもらうよう周知

#### ⑩観覧席

- ・以下の①と②どちらか小さいほう適用
- ①収容率：大声なし 100% 大声あり 50%
- ②人数上限：5,000人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- ※神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）における基本的な感染防止策を実施すること
- ・スポーツ種目ごとに定められた感染拡大防止に関するガイドライン等の確認と遵守

#### ⑪屋外公園プール

- ・原則、入場人数は、プール面積で、1人あたり $4\text{ m}^2$ 確保できる人数を上限する
- ・入場時の体温測定（非接触型体温計検温機能付消毒機、サーマルカメラ等の導入等）

- ・飲食の禁止（熱中症対策のため、水分補給は可）
- ・更衣室は、利用者間の距離が1mに保てるよう、入場人数を制限
- ・半屋外構造の一部の更衣室を除き、換気扇等の換気装置のある更衣室を使用
- ・使用する更衣室には、サーキュレーターを1台設置
- ・シャワーについては、衛生管理の観点から必要となるため、利用人数の制限や他の利用者と一定以上の距離（できるだけ2m以上（最低1m））を確保するよう周知
- ・学童施設等の引率者を伴った利用については、団体利用として利用者申告書（団体利用版）の提出
- ・プール内、更衣室の換気の実施
- ・共用施設等の定期的な消毒の実施
- ・指導員によるプール内での密接・密集の監視

## ⑫更衣室

- ・原則、密とならないように、同時に利用可能な最大人数の設定にあたっては、人との間隔をできるだけ2m（最低1m）を確保

### 【方法例】

- 個人毎の更衣エリアの設定
- 更衣室内は施設の用意したスリッパの利用を条件としその数による入室人数の制限
- 入場札を使用した人数の制限
- その他利用者が更衣室内の人数が分かるような工夫等

※「大声なし」であることを前提に、神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の中で、利用にあたり該当する項目の基本的な感染防止策を実施する場合には、定員までの利用を可とする

- ・洗面台は隣との間隔を最低1m確保（1つおき等）での使用とする
- ・共用のヘアドライヤーの定期的な消毒及び使用後は、消毒の実施を利用者に徹底させるよう周知
- ・ロッカーは、定期的な消毒を実施（消毒範囲を限定するために利用できる台数の制限も可能）
- ・適切な換気の実施

### 【方法例】

- 換気設備を常に作動させておく
- 窓や扉等を開閉し空気の入替えを行う時間を設ける等

※出入口以外の換気が取れないなど適切な換気が全くできない場合は、当面は使用中止を継続

- ・更衣室利用時は原則マスク着用を周知
- ・シャワー及び浴室の利用について、必要な感染症対策を行った上で、以下の項目を満たす場合は、利用を可とする。
  - 人との間隔をできるだけ2m（最低1m）を確保
  - 利用に伴う人の滞留に対する対策の実施
  - 利用中、対面での会話を控えることを周知

### ⑬利用の制限

- ・馬術練習場における厩舎は混雑回避のため、混雑が予想される場合は利用人數を制限
- ・ドッグラン、フォレストアドベンチャーについては、原則、同時に利用できる人数が、利用者の利用する部分の面積を4m<sup>2</sup>で割り返した人数を上限に、施設規模に応じた入場制限を実施
- ・テニスコートについては、原則、同時に利用できる人数が、利用者の利用する部分の面積を4m<sup>2</sup>で割り返した人数を上限に、施設規模に応じた入場制限を実施
- ・各施設において、「大声なし」であることを前提に、神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の中で、利用にあたり該当する項目の基本的な感染防止策を実施する場合には、5000人を上限とし、定員までの利用を可とする
- ・イベント・興行等での使用については、以下の「aからf」に基づき運用すること

a 以下の①と②どちらか小さいほう適用

①収容率：大声なし 100% 大声あり 50%

②人数上限：5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方（「大声なし」かつ感染防止安全計画策定で収容定員まで緩和）

※感染防止対策の実施を確認するため、イベント主催者に神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の提出及び公表を求める（感染防止安全計画策定期は計画書を提出）

b イベント主催者に対して、「催物の開催に係る感染防止安全計画策定期について」（令和4年1月12日、神奈川県）に基づき、神奈川県くらし安全防災局 防災部危機管理防災課へ必要な資料の提出を求める

c 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）について、改めて周知徹底

#### 【実施例】

・以下に示すポスター等の掲示

3つの密の回避：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

感染リスクが高まる『5つの場面』：

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

d 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年3月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の「1. イベントの開催制限（4）留意事項 ア. 感染拡大防止に必要な取組の継続等」に留意すること

e イベント主催者、施設管理者双方において、神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の基本的な感染防止策に留意すること

f イベント前後における直行直帰の呼びかけ

・呼気が激しくなる運動については、より一層他の利用者と距離を確保する必

- 要があることに留意するとともに、適宜、注意喚起を実施
- ・HP や施設内での周知、掲示
  - ・利用予約者への予約時等の説明、確認の実施
  - ・利用の制限にともない、やむを得ず待機列を形成する場合には、施設内または敷地内等で近隣への迷惑とならないようにするとともに、人との間隔ができるだけ 2 m(最低 1 m)確保し、待機者が熱中症とならないよう、屋根のある場所で待機してもらう等の対策を実施

(イ) 施設予約時の対応

- ①HP や施設での掲示により「利用者に遵守をお願いする事項」を周知してください。
- ②予約時または、料金支払い時に、遵守事項が利用上問題ないか、利用者に確認してください。
- ③あわせて、今後の感染者の発生状況等により休館、利用休止となることについて説明、確認してください。
- ④上記について、説明、確認したことを日時等とともに記録し、保管してください。
- ⑤受付の混雑が予想される場合は、できるだけ 2 m 以上(最低 1 m) の間隔を確保し整列してもらうよう、壁面や床面等に身体的距離(2 m 等)に関する掲示や利用者への周知をし、集客に応じた入場制限などの入場整理を徹底してください。
- ⑥受付待ち等で利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行ってください。
- ⑦受付時に書類や現金の受け渡しを行う場合は、カルトン(トレー)等を介し、利用者と職員等が可能な限り直接触れないよう、工夫してください。

(ウ) 利用受付時の対応

- ①利用受付時に「利用者に遵守をお願いする事項」を改めて説明、確認してください。
- ②利用者団体等に対して、参加者名簿等の作成と参加者全員の健康状態等に問題がないことを確認してください。  
※利用者申告書等(団体利用版)の提出
- ③あわせて、個別に利用上のガイドラインが策定されている場合はガイドラインに沿った利用内容であることも確認してください。
- ④上記について、説明、確認したことを日時等とともに記録し、保管してください。
- ⑤受付の混雑が予想される場合は、できるだけ 2 m 以上(最低 1 m) の間隔を確保し整列してもらうよう、壁面や床面等に身体的距離(2 m 等)に関する掲示や利用者への周知をし、集客に応じた入場制限などの入場整理を徹底してください。
- ⑥受付待ち等で利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行ってください。
- ⑦受付時に書類や現金の受け渡しを行う場合は、カルトン(トレー)等を介し、利用者と職員等が可能な限り直接触れないよう、工夫してください。

(エ) その他

①観客が施設周辺で見学する場合、密にならないように周知及び誘導をしてください。

## (2) 屋内施設

屋外施設以上に感染リスクが高いことを十分に踏まえ施設の利用上の注意点や利用者に遵守すべき事項を HP や施設内の適切な場所へ掲示して周知するとともに、施設利用者に対して遵守事項等を予約、受付時に丁寧に説明し、ご理解とご協力をお願いしてください。また、本ガイドラインに基づく各事項が遵守されているか、施設内を定期的に巡回・確認してください。さらに、複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）の定期的な消毒をはじめ感染防止対策を確実に実施するとともに、職員等の感染防止対策を適切に行ってください。

（☆は屋内施設ならではの内容）

### ア 施設管理者が利用者に遵守をお願いする事項

下記事項について利用者に確実に実施していただくよう、施設の予約時及び受付時に丁寧に説明するとともに、利用中も必要に応じて注意喚起してください。

#### （ア）以下の体調不良などの場合に利用を見合わせていただくこと

- ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

※利用前に自宅等で検温をお願いします。

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

#### （イ）利用者による利用者申告書（団体利用版含む）等の提出、加えて、団体利用の際は、参加者名簿等（健康状態のチェックを含む）の作成と 1 か月程度の保管のお願い

＜団体利用の場合（集会室、会議室、ギャラリー等）＞

- ・予約時に利用団体の代表者の氏名連絡先を確認したうえで、利用団体で利用者及び参加者の名簿作成と 1 か月程度の保管をお願いしてください。

※LINE コロナお知らせシステム（神奈川県）の登録をしている施設について、以下の項目を満たす場合は、利用者申告書の提出を省略可とする

①利用者（代表者）の LINE コロナお知らせシステムの活用の確認

②入場時の検温を実施し、平熱を超える発熱（おおむね 37.5 度以上、または 平熱比 1 度以上）でないことを確認（参加者全員が対象）

③「利用者申告書記載項目」における「利用者の健康状態」の各チェック項目に該当がないことを口頭で確認（参加者全員が対象、代表者によるとりまとめの回答可）

④LINE コロナお知らせシステムから感染情報についてメッセージがあった際は、他の参加者へ連絡してもらうことを確認

- ・利用者の健康状態等をご自身で確認していただくとともに、万が一、利用者に感染者が発生したことが判明した場合にお知らせ等を行うため、利用日時や連絡先等を記載する参加者名簿等の作成をお願いしてください。

- ・収集した個人情報の取扱いについては、以下のとおり対応することをお願いし

てください。

- ①利用日から1か月程度、適正に管理してください。また、保管期間経過後は適切に破棄してください。
- ②新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外で、同意を得ずに利用及び第三者への提供を行わないでください。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
  - a 行政機関（保健所）等から、法令に基づき情報の開示を求められた場合
  - b 人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと横浜市が判断した場合

#### 【参加者名簿記載項目】※様式等はHPに掲載してください。

- ①参加者全員の利用日時、氏名、連絡先（確実に連絡可能なメールアドレス又は電話番号）
- ②参加者全員の健康状態チェック

当日及び利用前2週間における以下の事項の有無

- ・平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上、または平熱比1度超過）
  - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - ・嗅覚や味覚の異常
  - ・体が重く感じる、疲れやすい等
  - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ※LINEコロナお知らせシステム（神奈川県）の活用（国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用も可）

#### <個人での見学等の利用の場合（山手西洋館、古民家等）>

- ・施設の入口等で以下の事項を記載した利用者申告書を記入して提出をお願いしてください。

※利用者ご自身の記入をお願いしてください。

※LINEコロナお知らせシステム（神奈川県）の登録をしている施設について、

以下の項目を満たす場合は、利用者申告書の提出を省略可とする

- ①LINEコロナお知らせシステムの活用の確認
- ②入場時の検温を実施し、平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上、または平熱比1度以上）でないことを確認
- ③「利用者申告書記載項目」における「利用者の健康状態」の各チェック項目に該当がないことを口頭で確認

#### 【利用者申告書記載項目】

- ①利用日時、氏名、連絡先（確実に連絡可能なメールアドレス又は電話番号）
- ②利用者の健康状態チェック

当日及び利用前2週間における以下の事項の有無

- ・平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上、または平熱比1度超過）
- ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(ウ) マスクの持参と着用（マスク飲食含む。）、咳エチケットの実施

※運動中については、利用者同士の距離が充分に確保されている場合や運動中に息苦しさを感じた場合などは、利用者の自主的判断でマスクを外すことは可とします。

(エ) こまめな手洗いの実施

(オ) 施設の入口等でのアルコール等による手指消毒の実施

(カ) 他の利用者や施設管理者等との距離（通常時できるだけ2m以上（最低1m））の確保

(キ) 会話等、利用中に大きな声を出さないこと

(ク) 感染防止対策として定められた利用人数の遵守（利用人数制限がある場合）

☆ (ケ) コンサート等を実施する場合など、各種イベント等の感染防止対策に関するガイドラインの確認と遵守（ない場合は、類似イベント等のガイドラインに基づき実施方法を検討し、施設管理者が確認します。）

(コ) 「感染症拡大防止特設サイト」（内閣官房）に示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」に留意し、業種別ガイドラインを遵守すること

(サ) 感染防止対策の実施

- ・大人数や長時間の飲食や、飲食を伴う集まりは控え、会話のときはマスクをするなどを呼びかける
- ・利用者に対し、会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。
- ・多くの利用者が訪れる観光公園や大規模な公園などは、ホームページ及び公園の掲示板等に掲出するなどして周知
- ・駅前や繁華街に近い公園などでは、集団による飲酒が感染リスクを高めることから、必要に応じて看板を掲出するなど周知
- ・基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）の実施

(参考) 「3つの密の回避」等に関するポスター

3つの密の回避：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

感染リスクが高まる『5つの場面』：

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

(シ) その他、一般的な利用上の注意事項及び感染防止のために施設管理者が決めた利用制限等の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

☆ (ス) ホール等におけるステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする（ただし、出演者（舞台）から観客の間隔を2m確保）

※ホール等の対応についての詳細は、後述の【ホール等の利用において公演主催者が遵守すべき事項】を参照

(セ) 利用後、2週間程度で新型コロナウイルス感染症を発症した場合、施設管理者に対して発症したことや濃厚接触者の有無等について速やかに報告すること

#### イ 施設管理者が実施する事項

(ア) 事前準備及び日常的に実施する事項

施設管理者においては、利用者、職員等の感染を防止するため、次の事項について確実に準備し、実施してください。

##### ①館内全般

- ・清掃、消毒、換気の徹底的な実施

##### 【消毒箇所の例】

高頻度接触部位（テーブル、椅子、ドアノブ、電気スイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、ロッカーの取手など）

- ・換気は寒い環境でも実施（機械換気による常時換気、または自然換気）

##### 【自然換気（機械換気設備を使用しない場合）の方法例】

- a 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の壁の窓を開放すること。窓が1つしかない場合は、ドアを開けること
- b 自然換気は、室温が下がらない範囲（室温18度以上を目安）で、可能な限り常時窓を開けること
- c 連続した部屋等を用いた2段階の換気（使用していない部屋の窓を大きく開ける）
- d HEPAフィルター付きの空気清浄機の使用
- e 可能な場合は、CO<sub>2</sub>センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターして、適切な換気により、1000ppm以下を目安に維持

- ・可能なかぎり、適度な保湿の実施（湿度40%以上を目安）

##### 【保湿の方法例】

- a 加湿器の使用や洗濯物の室内干しによる換気しながらの加湿
- b こまめな拭き掃除による加湿
- ・他者と共有する物品や椅子など手が触れるものを減らす工夫の実施（物品等の撤去やドアの開放等）
- ・施設の出入口に、必要に応じ、手指消毒薬の設置
- ・飛沫感染を予防するため、受付等職員と来館者との間を遮断する透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置（フェイスシールドの着用含む）
- ・飲食については、マスク飲食を行い、3密（適切な換気の実施）・対面・会話を避け、「感染リスクが高まる『5つの場面』」に十分留意し、施設管理者が指定した場所（例：喫茶等）のみ可とする。（熱中症予防等の場合は除く）
- ・受付の混雑が予想される場合の整列（できるだけ2m以上（最低1m）の間隔）
- ・身体的距離（2m等）に関する壁面や床面等への掲示

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミ（使用済みマスク等）はビニール袋に入れて密閉し縛ること、またその旨の掲示等
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスク手袋着用徹底する
- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行うことを徹底
- ・直接手で触れることができる展示物等は展示しないこと、展示物等に手を触れないよう、掲示等によって周知徹底を図ること
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しないこと
- ・LINE コロナお知らせシステム、感染防止対策取組書（神奈川県）の活用、掲示（国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用も可）
- ・備品の貸出を行う場合は、以下 a～c を行うこと
  - a 貸出を行った利用者を特定できるようにすること
  - b 貸出前後、又は定期的に清拭消毒を行うこと
  - c 備品を利用する際には前後に手洗い又は手指消毒を行ってもらうように利用者へ周知
- ・「感染症拡大防止特設サイト」（内閣官房）に示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに基づく対策の徹底
- ・「寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント」（感染症拡大防止特設サイト、内閣官房）を確認し、必要に応じ、業種別ガイドラインに基づく対策を図ること
- ・感染防止対策に関する利用者への注意喚起
  - a 利用者に対し、会食や対面での飲食等を避け、マスク飲食をすること積極的に呼び掛ける
  - b 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）について、改めて周知徹底

### 【実施例】

- ・以下に示すポスター等の掲示

3つの密の回避：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

感染リスクが高まる『5つの場面』：

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

### ②ロビー、休憩スペース等

- ・椅子やテーブルなどは間隔を置いたスペースをつくる等の工夫
- ・常時換気の実施
- ・テーブル、椅子等の消毒を定期的に実施
- ・職員等が使用する際の入退室の前後の手洗いや手指消毒の実施
- ・対面での会話を控える

### ③トイレ

- ・適度な換気の実施
- ・蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう旨の掲示
- ・不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブ、床など）の定期的な清拭消毒の徹底
- ・トイレの混雑が予想される場合の整列（できるだけ 2 m以上（最低 1 m）の間隔）
- ・清掃時のマスク、手袋の着用と換気の実施

④手洗い場

- ・手洗い場への石鹼（可能であればポンプ型が望ましい）の用意
- ・「手洗い 30 秒以上行うこと」などの掲示
- ・共通のタオル等の使用停止
- ・個人用タオルやハンカチを持参してもらうように利用者へ周知
- ・ペーパータオルの設置の推奨

⑤売店、喫茶等

- ・飛沫感染を予防するため、受付等職員と来館者との間を遮断する透明ビニールカーテンやアクリル板等の設置
- ・館全体とは別の、喫茶等の飲食を提供する施設の入口への手指消毒薬の設置
- ・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本を置かないこと
- ・飲食物を提供する場合、最低 1 m（できるだけ 2 mを目安に）原則 2 m 以上の間隔を空けた座席を配置。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう工夫して座席を配置
- ・混雑時の入場制限の実施
- ・施設内の換気の徹底
- ・食器、テーブル椅子等を定期的な消毒
- ・飲食施設に関わる従業員の体調管理、マスクの着用（マスク飲食含む。）及び手指消毒を徹底
- ・マスク飲食を利用者へ周知
- ・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯

☆⑥展示系施設

- ・対面での会話を極力回避してもらうように利用者へ周知
- ・人が滞留しないよう、間隔を置いたスペースづくり等の工夫を実施

☆⑦屋内プール

- ・コースロープを張り利用者前後の距離を 2 m確保  
※親子での利用がある場合に限り、利用者へのサービスの一環としてその他のプールを補助的に利用可
- ・水泳教室等は感染予防対策を徹底することで可とする
- ・プール施設（コース内）を利用した場合、他の利用者と一定以上の距離（2 m以上）を確保できるよう利用人数を制限

**【人数制限の方法例】**

- a 整理券配布方式により完全入替制を実施。あわせて、配布状況を WEB で発信
- ・更衣室は、利用者間の距離が 1 mに保てるよう、ロッカーナンバーや制限
- ・シャワー室については、衛生管理の観点から必要となるため、利用人数の制限

や他の利用者と一定以上の距離（できるだけ 2 m以上（最低 1 m））を確保すること

- ・利用者による利用者申告書等の作成
- ・LINE コロナお知らせシステム、感染防止対策取組書（神奈川県）の活用、掲示（国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用も可）
- ・プール内、更衣室の換気の実施
- ・共用施設等の定期的な消毒の実施
- ・指導員によるプール内での密接・密集の監視

#### ⑧利用人数、入館等の制限

- ・密閉、密集、密接を回避するための各室の利用人数制限及び見学施設の場合の利用人数制限の実施
- ・利用人数等の制限は、原則、利用者の利用する部分の面積を 4 m<sup>2</sup>で割り返した人数を同時利用の上限とすること。ただし、イベント・興行等での使用については、下記「イベント・興行等での使用について」に基づき、運用すること  
※各施設において、「大声なし」を前提に、神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の中で、利用にあたり該当する項目の基本的な感染防止策を実施する場合には、5000人を上限とし、定員までの利用を可とする
- ・イベント・興行等での使用については、以下の「aからf」に基づき運用すること

a 以下の①と②のどちらか小さいほうを適用

①収容率：大声なし 100% 大声あり 50%

②人数上限 5,000 人又は収容定員の 50%のいずれか大きい方（「大声なし」かつ感染防止安全計画策定で収容定員まで緩和）

※感染防止対策の実施を確認するため、イベント主催者に神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の提出及び公表を求める（感染防止安全計画策定時は計画書を提出）

b イベント主催者に対して、「催物の開催に係る感染防止安全計画策定について」（令和4年1月21日、神奈川県）に基づき、神奈川県くらし安全防災局 防災部危機管理防災課へ必要な資料の提出を求める

c 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）について、改めて周知徹底

#### 【実施例】

- ・以下に示すポスター等の掲示

3つの密の回避：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

感染リスクが高まる『5つの場面』：

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

d 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年3月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の「1. イベントの開催制限（4）留意事項 ア. 感染拡大防止に必要な取組の継続等」に留意すること

- e イベント主催者、施設管理者双方において、神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の基本的な感染防止策に留意すること
  - f イベント前後における直行直帰の呼びかけ
  - ・利用人数等の制限（人数等）は、HPや施設内での周知、掲示
  - ・利用予約者への予約時等の説明、確認の実施
  - ☆・入口等への定員の掲示など施設の特性に応じた方法や施設管理者の工夫での同時利用人数の制限の実施
- 【方法例】複数の方法を組み合わせることも可
- a スリッパ等の数での入館制限（使用後又は定期的に清拭消毒）
  - b 定員数表示
  - c 入館料徴収時の人数把握と入館制限
  - d 定員数の上限を記載した札等の配付による制限
  - e 見学時間の制限や見学時間の目安の周知
  - f 見学施設での一方通行での見学順路設定

#### (イ) 施設予約時の対応

- ①HPや施設での掲示により「利用者に遵守をお願いする事項」を周知してください。
- ②予約時または、料金支払い時に、遵守事項が利用上問題ないか、利用者に確認してください。
- ③あわせて、今後の感染者の発生状況等により休館、利用休止となることについて説明、確認してください。
- ④上記について、説明、確認したことを日時等とともに記録し、保管してください。
- ⑤受付の混雑が予想される場合は、できるだけ2m以上（最低1m）の間隔を確保し整列してもらうよう、壁面や床面等に身体的距離（2m等）に関する掲示や利用者への周知をし、集客に応じた入場制限などの入場整理を徹底してください。
- ⑥受付待ち等で利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行ってください。
- ⑦受付時に書類や現金の受け渡しを行う場合は、カルトン（トレー）等を介し、利用者と職員等が可能な限り直接触れないよう、工夫してください。

#### (ウ) 利用受付時の対応

- ①利用受付時に「利用者に遵守をお願いする事項」を改めて説明、確認してください。
- ②利用者団体等に対して、利用者名簿の作成と参加者全員の健康状態等に問題がないことを確認してください。
- ※利用者申告書等（団体利用版）の提出
- ③あわせて、個別に利用上のガイドラインが策定されている利用の場合はガイドラインに沿った利用内容であることも確認してください。
- ④上記について、説明、確認したことを日時等とともに記録し、保管してください。
- ⑤受付の混雑が予想される場合は、できるだけ2m以上（最低1m）の間隔を確保し整列してもらうよう、壁面や床面等に身体的距離（2m等）に関する掲示や利用者への周知をし、集客に応じた入場制限などの入場整理を徹底してください。

- ⑥受付待ち等で利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行うこと。
- ⑦受付時に書類や現金の受け渡しを行う場合は、カルトン（トレー）等を介し、利用者と職員等が直接触れないよう、行ってください。

(エ) 利用者申告書における個人情報の取扱い

- ①提供をいただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法令等に基づき適切に取扱ってください。
- ②個人情報の収集・利用・管理は、原則施設管理者で行ってください。（保健所等による収集・利用・管理も想定）
- ③提供をいただいた個人情報は、利用日から1か月程度、適正に管理してください。  
また、保管期間経過後は適切に破棄してください。
- ④新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外で、同意を得ずに利用及び第三者への提供を行わないでください。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
  - ・行政機関（保健所）等から、法令に基づき情報の開示を求められた場合
  - ・人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと横浜市が判断した場合

## 5 利用者への周知

(1) 公園利用にあたっての基本的な対策の周知

HPへの掲載、チラシ、ポスターの現地掲示や園内放送等を活用し、「2 公園利用にあたっての感染拡大防止の基本的な考え方」について、改めて周知徹底してください。

(2) 利用再開する各施設の感染防止対策の周知

HPや現地での掲示等の事前周知とともに、予約時、施設利用の受付時等の機会に、各施設の感染防止対策について、周知すること（利用上のお願いをまとめたチラシ等の配付も可）

## 6 職員等に対して実施すべき内容

- ①施設長等は、施設職員に対し、自宅等で検温を行うことを励行し、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。発熱、咳など以下の症状等がある場合には必ず休ませる（直ちに帰宅させる）など、適切な健康管理の実施
  - ・平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上、または平熱比1度超過）
  - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - ・嗅覚や味覚の異常
  - ・体が重く感じる、疲れやすい等
  - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②施設職員は、発熱やせき等の症状がある場合は施設長等に速やかに報告するよう徹底
- ③手洗いや手指アルコール消毒のこまめな実施

④原則マスク着用（マスク飲食含む。）等、咳エチケットの実施

⑤マスクの着用などの飛沫感染防止を行わない状態で、近距離で会話しないよう徹底

⑥ユニフォーム等のこまめな洗濯の実施

⑦職場での「密集」、「密接」、「密閉」の回避対策の実施

⑧休憩や食事の分散による更衣室、休憩スペースでの感染防止の実施の徹底

※休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるため、注意すること

※休憩室、更衣室での感染が疑われる事例が確認されているため、注意すること

⑨更衣室や休憩スペース等を使用する際の入退室前後の手洗いの実施の徹底

⑩利用者に対する丁寧な対応の徹底

## 7 公園遊具の再開について

※別途通知済み

## 8 各施設管理者が実施するイベント、教室等

※別途通知済み

## 9 市民利用施設等において感染が発生した場合（疑いを含む）の基本的対応事項

※別途通知済み

## 10 参考とすべきガイドライン等

・「新しい生活様式」を踏まえた身近な公園利用のポイント（国土交通省）

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000345.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000345.html)

・「新しい生活様式」を心がけて公園をつかおう！4つのポイント（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001358432.pdf>

・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0525.pdf)

・移行期間における都道府県の対応について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)

・7月10日以降における都道府県の対応について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\\_0708.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf)

・8月1日以降における催物の開催制限等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\\_0724.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf)

・今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標 及び目安について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://www.cas.go.jp/seisaku/fu1/kongo\\_soutei\\_taisaku.pdf](https://www.cas.go.jp/seisaku/fu1/kongo_soutei_taisaku.pdf)

- ・9月1日以降における催物の開催制限等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_0824.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf)

- ・9月19日以降における催物の開催制限等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20200911.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf)

- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20201112.pdf?20201113](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113)

- ・「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」（令和2年12月23日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20201223.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf)

- ・「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」（令和3年1月7日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210107\\_3.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf)

- ・「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（通知）」（令和3年2月4日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210204.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月26日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210226.pdf?2021027](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027)

- ・「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」（令和3年3月5日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210305.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210305.pdf)

- ・緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年3月19日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210319.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210319.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」（令和3年4月1日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210401.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210401.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について」（令和3年4月16日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210416.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210416.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」（令和3年4月23日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210423.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」

(令和3年5月7日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210507.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210507.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」  
(令和3年5月28日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210528.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf)

- ・「飲食店の感染防止対策を確認する場合の確認事項等について」(令和3年5月28日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku\\_taisaku\\_20210528.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku_taisaku_20210528.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」  
(令和3年6月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210528.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」  
(令和3年6月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210730.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210730.pdf)

- ・「まん延防止等重点措置区域における酒類提供について」(令和3年6月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku\\_taisaku\\_20210617.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku_taisaku_20210617.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
(令和3年7月9日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210708\\_2.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210708_2.pdf)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年7月9日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210708.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210708.pdf)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年7月30日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年8月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210817.pdf)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年1月19日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
(令和3年8月12日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210817.pdf)

- ・「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年9月28日事務連絡、内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210928.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210928.pdf)

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
(令和3年11月19日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)  
[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_kihon\\_event\\_ryuuijikou.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_kihon_event_ryuuijikou.pdf)
- ・「イベント開催等における感染防止安全計画等について」(令和3年11月19日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)  
[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_event\\_kansenboushi\\_anzenkeikaku.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku.pdf)
- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
(令和4年1月19日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)  
[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220119.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220119.pdf)
- ・「イベント開催等における感染防止安全計画等について」(令和4年1月19日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)  
[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_event\\_kansenboushi\\_anzenkeikaku\\_20220119.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220119.pdf)
- ・「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年3月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)  
[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220317.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220317.pdf)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年3月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)  
[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」(令和3年1月4日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/20210104taisyohousin.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」(令和3年3月5日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部)  
[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/20210305taisyohousin\\_2.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/20210305taisyohousin_2.pdf)
- ・「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」(令和3年3月5日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/20210305jissihousin.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」(令和3年3月24日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/20210324taisyohousin.pdf>
- ・「県民や事業者の皆様に対する要請等の内容について」(令和3年3月24日、暮らし安全防災局 防災部危機管理防災課)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19-zitanyousei.html>
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」(令和3年4月16日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/taisyohoushin.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」(令和3年4月24日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/67526/referece2.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」(令和3年7月30日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部)

- <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/210730kihonhoushin.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」（令和3年8月17日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/210817zisshihoushin.pdf>
  - ・「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（令和3年4月16日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/06.pdf>
  - ・「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（令和3年4月24日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/taisyohoushin-.pdf>
  - ・「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川実施方針」（令和3年5月8日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/teiseigokanagawakennzisshihoushin.pdf>
  - ・「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川実施方針」（令和3年5月28日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/210528zisshihoushin.pdf>
  - ・「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川実施方針」（令和3年6月18日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/210618zisshihoushin.pdf>
  - ・「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川実施方針」（令和3年7月9日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/zisshihoushin.pdf>
  - ・「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川実施方針」（令和3年7月16日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/210716kaigigozisshihoushin.pdf>
  - ・「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川実施方針」（令和3年7月30日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/210730zisshihoushin.pdf>
  - ・「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川実施方針」（令和3年8月17日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/210817kihonhoushin.pdf>
  - ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和3年9月28日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62736/210928taisyohoushin.pdf>
  - ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和3年10月20日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62736/211020\\_taisyohoushin.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62736/211020_taisyohoushin.pdf)
  - ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和3年11月22日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62736/211122kentaisyohoushin.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和4年3月17日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）
   
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/taisyo.pdf>
- ・イベントに係る感染防止対策について（令和3年11月26日更新、神奈川県くらし安全防災局 防災部危機管理防災課）
   
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html>
- ・特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針
   
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/83598/210119zisshihoushin.pdf>
- ・「安全に運動・スポーツをするポイントは？」（スポーツ庁）
   
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/jsa\\_00010.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html)
- ・スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（（公財）日本スポーツ協会等）
   
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（スポーツ庁）
   
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)
- ・Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（（公社）日本プロサッカーリーグ）
   
<https://www.jleague.jp/special/restart/effortstorestart/>
- ・NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（有観客開催）（（一社）日本野球機構）
   
<https://npb.jp/npb/>
- ・新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（（公社）日本テニス事業協会）
   
<https://www.jtia-tennis.com/>
- ・ラグビー活動の安全な再開について（ワールドラグビー）
   
<https://www.rugby-japan.jp/>
- ・博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（（公財）日本博物館協会）
   
<https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13>
- ・「博物館における新型コロナウイルス感拡大予防ガイドラインの改定にあたって」（令和2年9月18日改訂、（公財）日本博物館協会）
   
<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/200918setgaid3.pdf>
- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（（公社）全国公立文化施設協会）
   
[https://www.zenkoubun.jp/covid\\_19/index.html](https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html)
- ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（（一社）クラシック音楽公演運営推進協議会）
   
<https://www.classic.or.jp/>
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（（公社）全国公民館連合会）
   
<https://kominkan.or.jp/>
- ・小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（オール日本スーパー・マーケット協会等）
   
<http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&page=index>
- ・外食業の事業継続のためのガイドライン（（一社）日本フードサービス協会等）
   
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/ncv\\_guideline.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html)

- ・展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン ((一社) 日本展示会協会)  
<https://www.nittenkyo.ne.jp/>
- ・スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン ((一社) 日本スイミングクラブ協会)  
<http://www.sc-net.or.jp/>
- ・FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン ((一社) 日本フィットネス産業協会)  
<https://www.fia.or.jp/>
- ・舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (緊急事態舞台芸術ネットワーク)  
<https://www.jpasn.net/>
- ・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン ((一社) コンサートプロモーターズ協会)  
<https://www.acpc.or.jp/>
- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 (厚生労働省)
- ・新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ・「新しい生活様式」における熱中症予防行動について (環境省、厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについて (個人情報保護委員会事務局)  
[https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/covid-19/](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) について (厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)
- ・新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) (3. 新型コロナウイルス感染症の予防法、厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_0001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_0001.html)
- ・感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステムについて (神奈川県)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/osirase.html#>
- ・会食時の新マナー「マスク会食」(神奈川県)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html#newmanner>

## 【ホール等の利用において公演主催者が遵守すべき事項】

公園の屋内施設において、コンサートや演劇、講演会等の公演等(以下「公演等」という。)が開催される場合には、公演主催者が以下の措置を講じることとし、各施設管理者と事前に対策内容等について十分協議したうえで、各施設管理者の協力の下、実施してください。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。

なお、施設管理者が公演を主催する場合にも、遵守するものとします。

### 1 公演前の準備等

#### (1) 公演の準備

公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫を検討し、その上で公演準備を行って実施してください。

特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

##### (利用者に遵守をお願いする事項)

- ・ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする（ただし、出演者（舞台）から観客の間隔を2m確保）
- ・客席、ロビー、控室、楽屋、廊下等館内の他の場所においては十分な距離を確保する
- ・利用前後や休憩中はマスク着用（マスク飲食含む。）などの咳エチケットに配慮する
- ・管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る
- ・ピアノの連弾については、表現上困難な場合を除きマスク着用と手指消毒を前後でしてもらうこと等の感染防止対策を取っていただくことを前提に、主催者判断とする
- ・合唱を行う際は、使用する部屋や練習・本番等の利用実態にかかわらず、マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1mの人ととの距離を確保する。また、連続した練習時間は30分以内とし、5分以上の換気を行う

##### (公演時間)

- ・開場時刻の前倒しによる受付時間の延長や休憩時間の延長
- ・公演時間の短縮、等

##### (入場制限)

- ・施設が設定した利用人数内での実施

##### (イベント・興行等での使用について)

以下の①と②どちらか小さい方を適用

①収容率：大声なし100% 大声あり50%

②人数上限：5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい（「大声なし」かつ感染防止安全計画策定で収容定員まで緩和）

※感染防止対策の実施を確認するため、イベント主催者に神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の提出及

び公表を求める（感染防止安全計画策定時は計画書を提出）

- ・イベント主催者に対して、「催物の開催に係る感染防止安全計画策定について」（令和4年1月21日、神奈川県）に基づき、神奈川県くらし安全防災局 防災部危機管理防災課へ必要な資料の提出を求める
- ・基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）について、改めて周知徹底

#### 【実施例】

○以下に示すポスター等の掲示

3つの密の回避：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

感染リスクが高まる『5つの場面』：

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年3月17日事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の「1. イベントの開催制限（4）留意事項 ア. 感染拡大防止に必要な取組の継続等」に留意すること
- ・イベント主催者、施設管理者双方において、神奈川県の定める「感染防止策チェックリスト」（【第1版（令和3年11月版）】、神奈川県）の基本的な感染防止策に留意すること
- ・イベント前後における直行直帰の呼びかけ
- ・座席指定予約の導入、等

（公演当日）

- ・入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
- ・入場待機列の設置
- ・大人数（団体等）での来場の制限
- ・スタッフを公演等の運営に必要な最小限度の人数とすること、等

## 2 来場者等への事前対策

（来場者への対応）

- ・チケット販売時に、公演ごとの来場者の氏名、緊急連絡先の把握  
※チケットシステム等での販売の場合はシステム上可能な範囲で把握  
※LINE コロナお知らせシステムの活用の確認ができる場合は氏名等の把握を省略すること也可
- ・把握した情報については、来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを来場者に事前周知
- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースなど施設から示される利用上の遵守事項等の事前周知
- ・LINE コロナお知らせシステム、感染防止対策取組書（神奈川県）の活用、掲示、活用することの事前周知（国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用も可）

（公演関係者への対応）

- ・氏名及び緊急連絡先の把握及び名簿作成

- ・公演関係者に、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることの事前周知
- ・感染防止対策の内容や施設から示される遵守すべき事項等の、公演関係者全員への周知徹底

### 3 公演等当日の対策

(公演来場者の感染防止対策)

※遵守すべき事項として事前周知してください。

- ・以下の体調がよくないなどの場合に利用を見合わせていただくこと
  - ①体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）  
※利用前に検温をお願いします。
  - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ③過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・予約時に利用団体の代表者の氏名連絡先を確認したうえで、利用団体で利用者及び参加者の名簿作成と 1 か月程度保管してください。
- ・利用者の健康状態等をご自身で確認していただくとともに、万が一、利用者に感染者が発生したことが判明した場合にお知らせ等を行うため、利用団体で利用日時や連絡先等を記載する参加者名簿等の作成をお願いしてください。
- ・収集した個人情報の取扱いについては、以下のとおり対応することをお願いしてください。
  - ①利用日から 1 ケ月程度、適正に管理してください。また、保管期間経過後は適切に破棄してください。
  - ②新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外で、同意を得ずに利用及び第三者への提供を行わないでください。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
    - a 行政機関（保健所）等から、法令に基づき情報の開示を求められた場合
    - b 人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと横浜市が判断した場合

【参加者名簿記載項目】※様式等は HP に掲載してください。

- ①参加者全員の利用日時、氏名、連絡先（確実に連絡可能なメールアドレス又は電話番号）
- ②参加者の健康状態チェック
- ③当日及び利用前 2 週間における以下の事項の有無
  - a 平熱を超える発熱（おおむね 37.5 度以上、または平熱比 1 度超過）
  - b 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - c だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - d 嗅覚や味覚の異常
  - e 体が重く感じる、疲れやすい等
  - f 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - g 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

h 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ・マスクの持参と着用（マスク飲食含む。）、咳エチケットの実施
  - ・こまめな手洗いの実施
  - ・施設の入口等でのアルコール等による手指消毒の実施
  - ・公演中に他の来場者との接触を避けるなどの、距離（通常時できるだけ 2 m 以上（最低 1 m））の確保
  - ・対面での会話を極力回避すること
  - ・会話等、利用中に大きな声を出さないこと
  - ・入待ち・出待ちや、出演者への差し入れ、プレゼントは控えること
  - ・感染防止のために施設管理者が決めた措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
  - ・利用後、2週間程度で新型ウィルス感染症を発症した場合、施設管理者に対して速やかに発症したことや濃厚接触者の有無等について報告すること
- ※LINE コロナお知らせシステム（神奈川県）の活用（国の新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）の活用も可）

（主催者が実施すべき感染防止対策）

- ・来場者の感染防止対策（上記）の実施の周知、確認
  - ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り（出演者（舞台）から観客の間隔を 2 m 確保）、座席は最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に）の間隔を開けて配置
- ※声楽の場合、歌唱位置から客席最前列までの距離について、水平距離で最低でも 3 m 以上の距離を置く。これが困難な場合には、アクリル板の設置などの同等の効果を有する措置に努める
- ・合唱を行う際は、使用する部屋や練習・本番等の利用実態にかかわらず、マスク着用時は前後 1 m 左右 50cm、未着用時は前後 2 m 左右 1 m の人ととの距離を確保する。また、連続した練習時間は 30 分以内とし、5 分以上の換気を行う
  - ・公演等の会場入口や受付等に行列が生じる場合、できるだけ 2 m（最低 1 m）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう集客に応じた入場制限などの入場整理の徹底
  - ・座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫の実施
  - ・公演等の前後及び休憩中の会場内の換気の実施
  - ・公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、透明ビニールカーテンやアクリル板等により購買者との間を遮断
  - ・現金の取扱いができるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨
  - ・現金の受け渡しを行う場合は、カルトン（トレー）等を介し、来場者と公演主催者等が可能な限り直接触れないよう、工夫の実施
  - ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと
  - ・来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこと
  - ・退場時に来場者に対し、公演等後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処方法を再度周知すること
  - ・感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する

- a 速やかに別室への隔離
  - b 対応する職員等はマスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応
  - c 感染者が発生した部屋の換気
  - d 主催者から保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける
  - e 感染者と接触した来館者、職員等の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成
  - f 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送
  - ・感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと
  - ・LINE コロナお知らせシステム、感染防止対策取組書（神奈川県）の活用、掲示（国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用も可）
- (公演関係者の感染防止対策)
- ・公演等の運営に必要な最小限度の人数とすること
  - ・原則マスク着用（マスク飲食含む。）（表現上困難な場合を除く）
  - ・公演前後の石鹼による手洗い又は手指消毒の徹底
  - ・自宅等で検温を行うこととし、37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比 1 度超過）や咳等症状がある場合には自宅待機とすること
  - ・事前に把握したスタッフの緊急連絡先の確認や勤務状況の把握
  - ・出演者等の間での充分な距離の確保
  - ・楽屋等での使い捨ての紙皿やコップの使用
  - ・機材や備品、用具等の取り扱い者の選定（不特定者の共有を制限）
  - ・仕込み・リハーサル・撤去等の十分な時間の設定による密な空間の防止
  - ・その他、稽古や仕込み・撤去等における十分な感染防止措置の実施
  - ・関係者に感染が疑われる場合の保健所の聞き取りへの協力と必要な情報提供

#### 4 参考とすべきガイドライン等

- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン ((公社) 全国公立文化施設協会)  
[https://www.zenkoubun.jp/covid\\_19/index.html](https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html)
- ・演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国興行生活衛生同業組合連合会）  
<https://www.zenkoren.or.jp/>
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン ((公社) 全国公民館連合会)  
<https://kominkan.or.jp/>
- ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（クラシック音楽公演運営推進協議会）  
<https://www.classic.or.jp/>
- ・舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（緊急事態舞台芸術ネットワーク）  
<https://www.jpasn.net/>
- ・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン ((一社) コンサートプロモーターズ協会)

<https://www.acpc.or.jp/>

- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
- ・合唱活動における 新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（一般社団法人全日本合唱連盟）

<https://jcanet.or.jp/JCAchorusguideline-ver3.pdf>

- ・博物館における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（公益財団法人日本博物館協会）

[https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13#paragraph\\_472](https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13#paragraph_472)